

令和8年3月19日開催

由利本荘市農業委員会総会議事録
(公開用)

由利本荘市農業委員会

由利本荘市農業委員会総会（令和8年第3回）議事録

1. 開催日時 令和8年3月19日（木曜日）午後2時50分

2. 開催場所 広域行政センター 「学習ホール」

3. 出席委員（22名）

1 番 佐藤 崇	14 番 畑山 留美子
2 番 小松 健	15 番 佐藤 喜勝
3 番 齋藤 誠	16 番 佐々木 剛
4 番 庄司 和夫	17 番 伊藤 剛
5 番 佐々木 亨	18 番 加藤 三敏
7 番 菅原文 克	19 番 大瀧 浪雄
8 番 板垣 利明	20 番 佐々木 純一
9 番 三浦 幸夫	21 番 小野 晃一
10 番 吉尾 麻美	22 番 豊島 靖喜
12 番 佐藤 源樹	23 番 真坂 和都
13 番 佐藤 榮一	24 番 富樫 公一

4. 欠席委員（2名）

6 番 伊藤 直子 11 番 巴 寛

5. 議事日程第1号 令和8年3月19日（木曜日） 午後3時 開会

第 1. 議事録署名委員指名

第 2. 会議書記任命

第 3. 会期決定

第 4. 議案第17号 農地法第3条の規定に基づく使用貸借権設定の件

第 5. 議案第18号 農地法第3条の規定に基づく賃借権設定の件

第 6. 議案第19号 農地法第3条の規定に基づく所有権移転の件

第 7. 議案第20号 農地法第3条の規定に基づく所有権移転許可取り消しの件

第 8. 議案第21号 農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく農用地利用集積等
促進計画案に対する意見について（一括方式）

第 9. 議案第22号 農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく農用地利用集積等
促進計画案に対する意見について（所有権移転）

第10. 議案第23号 農地転用事業計画変更承認の件

第11. 議案第24号 農地法第5条第1項の規定に基づく賃借権設定の件

第12. 議案第25号 農地法第5条第2項の規定に基づく所有権移転の件

第13. 議案第26号 利用状況調査の結果に基づく非農地の判断について

第14. 議案第27号 由利本荘農業振興地域整備計画の変更案に対する意見について

第15. 議案第28号 令和8年度最適化活動の目標について

第16. 議案第29号 由利本荘市農業委員会委員の辞任について

6. 本日の会議に付した事件

議事日程第1号のとおり

7. 出席した事務局職員

事務局長	木内卓朗	次長	齊藤政樹
次長兼農地班長	二見真之	農政班長	三保敦
専門員	今野政幸		
主査（矢島庶務班）	田口達也	主任（岩城庶務班）	池田健人
主事（由利庶務班）	畠山秀	主査（大内庶務班）	佐々木春香
主事（東由利庶務班）	石渡穰	主査（西目庶務班）	巴留美子
主事（鳥海庶務班）	佐藤海士		

8. 総会議長

富樫公一

9. 議事録署名委員

12番 佐藤源樹

13番 佐藤榮一

10. 会議の概要

○議長

これより令和8年3月12日公示招集されました、令和8年第3回農業委員会総会を開会いたします。

ただいまの出席委員は、委員総数24名中22名であります。

6番伊藤直子委員、11番巴寛委員より欠席の届け出があります。

出席委員は定足数に達しておりますので、本日の会議を開きます。

本日の提出案件は、議案第17号から議案第29号までの計13件であります。

○議長

それでは、これより議事に入ります。本日の議事は、議事日程第1号をもって進めます。これにご異議ございませんか。

【「異議なし」の声あり】

ご異議なしと認めます。

よって、本日の議事は、議事日程第1号をもって進めます。

○議長

日程第1、「議事録署名委員の指名」を行います。会議規則第13条の規定に基づき、議事録署名委員に、12番佐藤源樹委員、13番佐藤榮一委員の両名を指名いたします。

○議長

日程第2、「会議書記」には、事務局職員を任命いたします。

○議長

日程第3、「会期決定」の件を議題といたします。

お諮りいたします。本日の会議の会期は、本日1日限りと決して、これにご異議ございませんか。

【「異議なし」の声あり】

ご異議なしと認めます。

よって、本日の会議の会期は、本日1日限りと決定いたしました。

○議長

日程第4、議案第17号「農地法第3条の規定に基づく使用貸借権設定の件」を議題とし事務局より説明を求めます。

○事務局

(議案第17号について、議案書に基づき取り扱い件数を述べ、申請内容については記載のとおりで、農地法第3条第2項の各号に該当しないため、許可要件の全てを満たしている旨説明する。)

○議長

議案第17号の事務局説明が終わりましたので、ご質問、ご意見を承ります。ご質問、ご意見ございませんか。

【「なし」の声あり】

ご質問、ご意見ないものと認めます。

お諮りいたします。議案第17号は、申請が適法と認め、許可することに、ご異議ございませんか。

【「異議なし」の声あり】

ご異議なしと認めます。

よって、議案第17号は、申請が適法と認め許可することに決定いたしました。

○議長

日程第5、議案第18号「農地法第3条の規定に基づく賃借権設定の件」を議題とし、事務局より説明を求めます。

○事務局

(議案第18号について、議案書に基づき取り扱い件数を述べ、申請内容については記載のとおりで、農地法第3条第2項の各号に該当しないため許可要件の全てを満たしている旨説明する。)

○議長

議案第18号の事務局説明が終わりましたので、ご質問、ご意見を承ります。ご質問、ご意見ございませんか。

【「なし」の声あり】

ご質問、ご意見ないものと認めます。

お諮りいたします。議案第18号は、申請が適法と認め許可することに、ご異議ございませんか。

【「異議なし」の声あり】

ご異議なしと認めます。

よって、議案第18号は、申請が適法と認め許可することに決定いたしました。

○議長

日程第6、議案第19号「農地法第3条の規定に基づく所有権移転の件」を議題とし事務局より説明を求めます。

○事務局

議案第19号について、議案書に基づき取り扱い件数を述べ、申請内容については記載のとおりで、農地法第3条第2項の各号に該当しないため、許可要件の全てを満たしている旨説明し、1番について補足し、1番の譲受人は、市外に住所をおいておりますが、実家が市内にあり、申請内容についても許可要件を満たしているものと判断している旨を説明する。

○議長

議案第19号の事務局説明が終わりましたので、ご質問、ご意見を承ります。ご質問、ご意見ございませんか。

【「なし」の声あり】

ご質問、ご意見ないものと認めます。

お諮りいたします。議案第19号は、申請が適法と認め、許可することに、ご異議ございませんか。

【「異議なし」の声あり】

ご異議なしと認めます。

よって、議案第19号は、申請が適法と認め許可することに決定いたしました。

○議長

日程第7、議案第20号「農地農第3条の規定に基づく所有権移転許可取り消しの件」を議題とし、事務局より説明を求めます。

○事務局

議案書7ページをご覧ください。取扱い1件です。

申請内容については記載のとおりです。

議案第20号については、令和8年2月17日開催の第2回農業委員会総会において農地法第3条所有権移転の許可を受けましたが、許可を受けた者から公社売買に切り替えたいとの要望を受けたことから、許可取消願の提出を指示し、本総会に議案上程したものです。

なお、許可取消にあたっての要件はなく、総会の決議によって発効させた許可の効力を、総会の決議によって取り消すものです。

以上です。

○議長

議案第20号の事務局説明が終わりましたので、ご質問、ご意見を承ります。ご質問、ご意見ございませんか。

【1番・佐藤崇委員手を挙げる】

○議長

1番佐藤崇委員。

○1番・佐藤崇委員

1番佐藤です。公社売買について、昔と変わってきていると思うが、メリットなど教えてほしい。

○議長

事務局。

○事務局

公社売買については一定の要件を満たすことが必要となります。

認定農業者を含めた担い手に農地を集積することを目的に公社売買の制度が活用されている。

認定農業者であること、取得した農地が団地化し、集積・集約に誘導するという役割を持っています。

メリットといたしまして、出し手方は所得税がかかるが800万円の控除が税法上有利となります。同じく受け手についても不動産取得税の一部が軽減されるということで税法上有利となります。

所有権移転の登記手続きも、公社と農業委員会で全て受け持つということでわずらわしさがありません。また、司法書士に頼むよりも安価でできます。

所有権移転について、相談がありましたら農業委員会へお声がけください。

○議長

1番・佐藤崇委員よろしいでしょうか。

○1番・佐藤崇委員

はい、ありがとうございました。

○議長

ほかに、ご質問、ご意見ございませんか。

ご質問、ご意見ないものと認めます。

お諮りいたします。議案第20号は、申請のとおり許可を取り消すことに、ご異議ございませんか。

【「異議なし」の声あり】

ご異議なしと認めます。

よって、議案第20号は、申請のとおり許可を取り消すことに決定いたしました。

○議長

日程第8、議案第21号「農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく農用地利用集積等促進計画案に対する意見について（一括方式）」を議題とし、事務局より説明を求めます。

○事務局

（議案第21号について、議案書に基づき取り扱い件数を述べ、申請内容については記載のとおりで、農用地利用集積等促進計画の認可の要件である農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項の各号を満たしている旨説明する。）

○議長

議案第21号の事務局説明が終わりましたので、ご質問、ご意見を承ります。ご質問、ご意見ございませんか。

【「なし」の声あり】

ご質問、ご意見ないものと認めます。

お諮りいたします。議案第21号は、原案が適当と認め、異存ない旨の意見を付して、由利本荘市長に回答することにご異議ございませんか。

【「異議なし」の声あり】

ご異議なしと認めます。

よって、議案第21号は、原案が適当と認め異存ない旨の意見を付して、由利本荘市長に回答

することに決定いたしました。

○議長

日程第9、議案第22号「農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく農用地利用集積等促進計画案に対する意見について（所有権移転）」を議題とし、事務局より説明を求めます。

○事務局

（議案第22号について、議案書に基づき取り扱い件数を述べ、申請内容については記載のとおりで、農用地利用集積等促進計画の認可の要件である農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項の各号を満たしている旨説明する。）

○議長

議案第22号の事務局説明が終わりましたので、ご質問、ご意見を承ります。ご質問、ご意見ございませんか。

【「なし」の声あり】

ご質問、ご意見ないものと認めます。

お諮りいたします。議案第22号は、原案が適当と認め、異存ない旨の意見を付して、由利本荘市長に回答することにご異議ございませんか。

【「異議なし」の声あり】

ご異議なしと認めます。

よって、議案第22号は、原案が適当と認め異存ない旨の意見を付して、由利本荘市長に回答することに決定いたしました。

○議長

日程第10、議案第23号「農地転用事業計画変更承認の件」を議題としますが、日程第12、議案第25号「農地法第5条第1項の規定に基づく使用目的変更に伴う所有権移転の件」2番と関連がございますので、併せて事務局より説明を求めます。

○事務局

議案書に基づき朗読し、申請事由、転用事業の概要、申請位置、資金計画などの面から、農地区分等の立地基準、転用目的等の一般基準からみても許可相当と判断する旨を説明する。

なお、本案件の農地は既に「地域計画」から除外済であり、また、秋田県農業会議に意見聴取を必要としない案件であり、本総会で許可することに決定した場合は、3月23日付けで許可することになる旨を説明する。

○議長

議案第23号及び議案第25号2番の事務局説明が終わりました。

これより現地調査を行った結果につきまして、ご報告をお願いします。

調査員、8番・板垣利明委員。

○8番・板垣利明委員

調査日時、調査者を報告し、申請地の周辺状況、被害防除計画などにより、周辺農地に係る営農条件への支障は問題無いものと確認してきた旨を報告する。

○議長

ご苦労様でした。

議案第23号及び議案第25号2番の事務局説明、現地調査報告が終わりましたので、ご質問、ご意見を承ります。

ご質問、ご意見ございませんか。

【「なし」の声あり】

ご質問、ご意見ないものと認めます。

事務局説明のとおり、議案第23号及び議案第25号2番は、秋田県農業会議の意見を必要としない議案であります。

お諮りいたします。議案第23号について、原案どおり承認し、議案第25号2番について、申請が適法と認め、許可することに、ご異議ございませんか。

【「異議なし」の声あり】

ご異議なしと認めます。

よって、議案第23号について、原案どおり承認し、議案第25号2番について原案どおり許可することに決定いたしました。

○議長

日程第11、議案第24号「農地法第5条第1項の規定に基づく使用目的変更に伴う賃借権設定の件」を議題としますが、日程第12、議案第25号「農地法第5条第1項の規定に基づく使用目的変更に伴う所有権移転の件」1番と関連がございますので、併せて事務局より説明を求めます。

○事務局

議案書に基づき朗読し、申請事由、転用事業の概要、申請位置、資金計画などの面から、農地区分等の立地基準、転用目的等の一般基準からみても許可相当と判断する旨を説明する。

なお、本案件については、秋田県農業会議に意見聴取する必要ないが、地域計画内農地であることから、本総会で許可することに決定した場合は、申請地を地域計画から除外する決定公告期日と同日付で許可することになる旨を説明する。

○議長

議案第24号及び議案第25号1番の事務局説明が終わりました。

これより現地調査を行った結果につきまして、ご報告をお願いいたします。

調査員、8番板垣利明委員。

○8番・板垣利明委員

調査日時、調査者を報告し、申請地の周辺状況、被害防除計画などにより、周辺農地に係る営農条件への支障は問題無いものと確認してきた旨を報告する。

○議長

ご苦労様でした。

議案第24号及び議案第25号1番の事務局説明、現地調査報告が終わりましたので、ご質問、ご意見を承ります。ご質問、ご意見ございませんか。

【「なし」の声あり】

ご質問、ご意見ないものと認めます。

事務局説明のとおり、議案第24号及び議案第25号1番は、秋田県農業会議の意見を必要としない議案であります。

お諮りいたします。議案第24号及び議案第25号1番は申請が適法と認め許可することに、

ご異議ございませんか。

【「異議なし」の声あり】

ご異議なしと認めます。

よって、議案第24号及び議案第25号1番は、申請が適法と認め地域委計画から除外する決定公告と同日に許可することに決定いたしました。

○議長

日程第13、議案第26号「利用状況調査の結果による非農地の判断について」を議題としますが、本議案の1番につきましては、9番・三浦幸夫委員が関係する事案でありますので、「農業委員会等に関する法律第31条」の規定に基づき退席していただきます。

暫時休憩いたします。

【三浦幸夫委員退席】

○議長

休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

議案第26号1番につきまして事務局より説明を求めます。事務局。

○事務局

本案件は、令和7年度の農地パトロールで再生利用が困難と見込まれる農地として確認されたものであり、先月2月に開催された第2回農地パトロール推進会議においても、総会で非農地判断するものとして報告されたものであります。

本案件は、農地に復元するための条件整備が著しく困難であると判断され、農地法第2条の農地に該当しないものと考えます。

取り扱いは1件です。利用状況は山林及び原野です。位置図については、61ページとなります。

以上です。

○議長

議案第26号1番の事務局説明が終わりました。

現地調査報告については、令和8年2月に開催した令和7年度第2回農地パトロール推進会議において、既に報告しておりますので省略します

ただいまの議案第26号1番の事務局報告につきまして、ご質問、ご意見を承ります。

【「なし」の声あり】

ご質問、ご意見ないものと認めます。

お諮りいたします。議案第26号1番は、農地法第2条の農地に該当しないと判断することにご異議ございませんか。

【「異議なし」の声あり】

ご異議なしと認めます。

よって、議案第26号1番は、農地法第2条の農地に該当しないと判断することに決定いたしました。

暫時休憩いたします。

【三浦委員着席】

○議長

休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

続いて、議案第26号2番から284番につきまして、事務局より説明を求めます。事務局。

○事務局

この度の案件は令和7年度の農地パトロールで再生利用が困難と見込まれる農地として確認されたものであり、先月2月に開催された第2回農地パトロール推進会議においても、総会で非農地判断するものとして報告されたものであります。

いずれも、農地に復元するための条件整備が著しく困難であると判断され、農地法第2条の農地に該当しないものと考えます。

取り扱いは283件です。利用状況は山林及び原野です。位置図については、48ページ以降となります。

○議長

議案第26号2番から284番までの事務局説明が終わりました。

現地調査報告につきましては、令和8年2月に開催した令和7年第2回農地パトロール推進会議において、既に報告を受けておりますので省略いたします。

ただいまの議案第26号2番から284番までの事務局説明につきまして、ご質問・ご意見を承ります。ご質問・ご意見ございませんか。

【「なし」の声あり】

ご質問、ご意見ないものと認めます。

お諮りいたします。議案第26号2番から284番は、農地法第2条の農地に該当しないと判断することに、ご異議ございませんか。

【「異議なし」の声あり】

ご異議なしと認めます。

よって、議案第26号2番から284番は、農地法第2条の農地に該当しないと判断することに決定いたしました。

○議長

日程第14、議案第27号「由利本荘農業振興地域整備計画の変更案に対する意見について」を議題とし、最初に、変更案の概要につきまして、別冊の添付資料に基づき、市農業振興課担当者の説明を求めます。農業振興課。

○農業振興課

議案第27号「由利本荘農業振興地域整備計画の変更案について」概要、件数、申請理由、変更となった場合の整備計画書等を説明し、申請地は今後農業上の利用が見込まれる土地ではないことから、現在策定中の地域計画区から除外される予定であり、影響はないと判断され、除外要件である「農業振興地域の整備に関する法律」第13条第2項各号の要件を全て満たしている旨説明する。

○議長

議案第27号の説明が終わりました。

これより、現地調査を行った結果につきまして、ご報告をお願いします。

調査員、8番板垣利明委員。

○8番・板垣利明委員

調査日時、現地調査出席者を報告し、申請地の周辺状況、被害防除計画などにより、周辺農地に係る営農条件への支障は問題ないものと確認してきた旨を報告する。

○議長

ご苦勞様でした。

ここで、事務局より農地法に基づく説明を求めます。事務局。

○事務局

農振担当者より説明があったとおり、農振農用地除外の案件は、農地転用の申請を前提として
いるため、農地法の規定による農地区分の立地基準、農地転用許可基準について説明。

申請地は、「農用地区域内農地、甲種農地、第1種農地、第3種農地のいずれにも該当しない」
第2種農地と判断され、第2種農地の転用は、申請に係る農地に代えて周辺の他の土地を供する
ことにより当該申請に係る事業の目的を達成することが出来る場合には原則として許可出来な
いとされていますが、事業目的、事業面積、立地場所等を勘案し、申請地周辺には、申請内容を
達成することが可能な農地以外の土地や第3種農地は無いと認められることを説明し、今後、農
地転用申請がされた場合には、立地基準上は許可相当と見込まれ、由利本荘農業振興地域整備計
画の変更案については妥当と考える旨説明する。

○議長

只今の議案第27号の事務局説明および現地調査報告につきまして、ご質問、ご意見を承りま
す。

ご質問、ご意見ございませんか。

【「なし」の声あり】

ご質問、ご意見ないものと認めます。

お諮りいたします。議案第27号は、原案が適当と認め、異存ない旨の意見を付して、由利本
荘市長に回答することにご異議ございませんか。

【「異議なし」の声あり】

ご異議なしと認めます。

よって、議案第27号は、原案が適当と認め、異存ない旨の意見を付して、由利本荘市長に回
答することに決定いたしました。

暫時休憩いたします。

○休憩前に引き続き会議を再開いたします。

日程第15、議案第28号「令和8年度最適化活動の目標について」を議題とし、事務局より
説明を求めます。

○事務局

議案第28号、令和8年度最適化活動の目標については、先ほど委員全員協議会で説明したと
おりです。

以上です。

○議長

議案第28号の事務局説明が終わりましたので、ご質問、ご意見を承ります。

ご質問、ご意見ございませんか。

【「なし」の声あり】

ご質問、ご意見ないものと認めます。

お諮りいたします。議案第28号について、原案どおり承認することに、ご異議ございませ
んか。

【「異議なし」の声あり】

ご異議なしと認めます。

よって、議案第28号について、原案どおり承認することに決定いたしました。

○議長

日程第16、議案第29号「由利本荘農業委員会委員の辞任について」を議題とし、事務局より説明を求めます。

○事務局

議案第29号「由利本荘市農業委員会委員の辞任について」を説明いたします。

本年2月9日付で、6番委員より辞任願いが提出されております。

農業委員会等に関する法律第13条では、「委員は正当な理由があるときは、市町村長及び農業委員会の同意を得て委員を辞任することができる」と定めており、委員の辞任の要件として辞任について正当な理由があることと、市町村長及び農業委員会の同意があることが規定されております。

今回の議案は、正当な理由に該当するものと考えられ、本総会で同意と決定した場合、市長の同意を得た上で、委員に辞任に対する同意を通知することとなります。

○議長

議案第29号の内容説明が終わりました。

この件に関しまして、ご質問お意見を承ります。ご質問・ご意見ございませんか。

【「なし」の声あり】

ご質問、ご意見ないものと認めます。

お諮りいたします。議案第29号については、同意することに、ご異議ございませんか。

【「異議なし」の声あり】

ご異議なしと認めます。

よって、議案第29号については、同意することに決定いたしました。

○議長

この際、お諮りいたします。

今総会で決定されました議案において、その字句、数字、その他文案等の整理を要するものにつきましては、その整理を議長に委任されたいと思います。これにご異議ございませんか。

【「異議なし」の声あり】

ご異議ないものと認めます。よってそのように決定いたしました。

以上をもちまして、本日の議事日程は、すべて終了いたしました。

これをもちまして、本日の会議を閉会いたします。

(午後 3時40分)

由利本荘市農業委員会総会会議規則第13条第1項の規定によりここに署名する。

由利本荘市農業委員会

総 会 議 長 富 樫 公 一

議事録署名委員 佐 藤 源 樹

議事録署名委員 佐 藤 榮 一